診断義務化建築物の耐震診断資格の取得及び耐震改修技術修得のための耐震診断資格者講習等を、高知市で開催します。
第１日目は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則に基づく、「国土交通大臣登録　木造耐震診断資格者講習」。
第２日目は「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を開催いたします。

平成26年度「国土交通大臣登録　木造耐震診断資格者講習」並びに「木造住宅の耐震改修技術者講習会」高知会場のご案内

主催：国土交通大臣登録耐震診断資格者講習実施機関　一般財団法人日本建築防災協会

■耐震改修促進法の改正により、一定建築物の耐震診断義務化と耐震診断資格者制度の創設

平成 25 年 11 月 25 日に「改正　建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されました。この施行により、耐震診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断は、「国土交通大臣登録耐震診断資格者講習」を受講修了した耐震診断資格者でなければできないこととされました。

■登録耐震診断資格者講習並びに耐震改修技術者講習会の開催

本会では、「国土交通大臣登録耐震診断資格者講習」（以下「登録耐震診断資格者講習」）を実施するとともに、耐震診断実施後に建築物の耐震性を向上させるために実施する耐震改修を的確に行うために、耐震改修の考え方及び技術を習得するための耐震改修技術者講習会を合わせて２日間で開催いたします。

第１日目は「登録耐震診断資格者講習」を実施し、受講修了者には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」）に基づく「受講修了証明書」を交付いたします。

第２日目は「登録耐震診断資格者講習」の受講修了者を対象に、「耐震改修技術者講習会」を実施し、受講修了した方に、受講修了証を（一財）日本建築防災協会より交付いたします。

講習の受講は、第１日目の「登録耐震診断資格者講習」のみでも可能ですが、耐震改修技術の習得並びに耐震改修の円滑な促進のため第２日目の「耐震改修技術者講習会」も受講されることをお奨めいたします。

なお、受講資格がない方でも特別聴講が可能です。ただし、この場合は「受講修了証明書」及び「受講修了証」は交付されません。

また、「登録耐震診断資格者講習受講修了者」で「耐震改修技術者講習会受講修了者」のうち、申込みを希望される方には、「耐震診断・耐震改修技術者証」（カード式）を交付いたします。この「技術者証」の申込書は講習会当日配布いたしますので、ご希望の場合は、後日お申込み下さい。

○講習区分と修了証明書等の関係

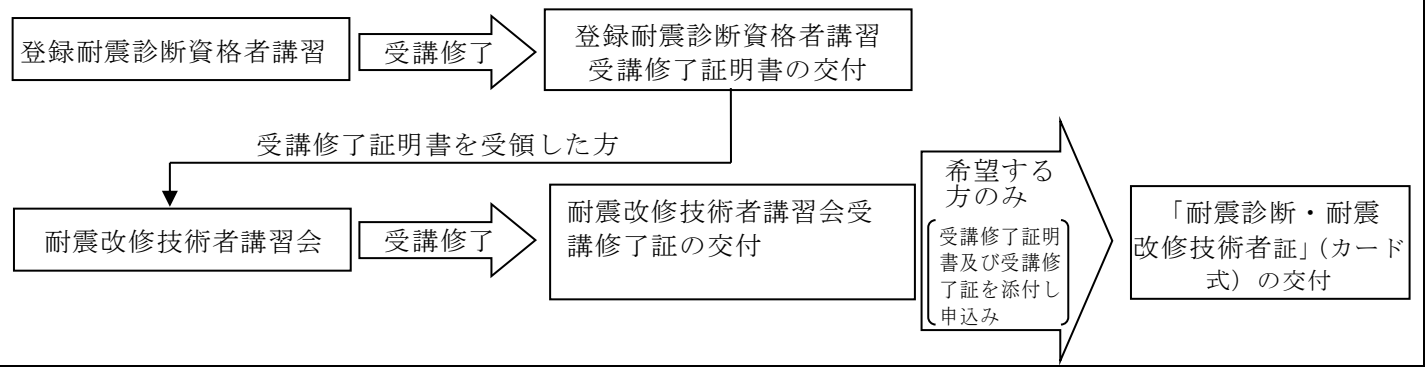

本講習は、建築 CPD 情報提供制度認定講座（第１日目は５単位（科目免除受講者は３単位）、第２日目は４単位（いずれも予定）です。「建築 CPD」（（公財）建築技術教育普及センター）または「建築士会 CPD」（（公社）日本建築士会連合会）に参加されている建築士の方には、自動的にこの CPD 単位が付与されますので、お申し込みの際に、氏名・フリガナ、建築士番号を正確に記入してください。

第２日目の講習会は（一社）日本建築構造技術者協会のＪＳＣＡ建築構造士登録更新のための評価点対象講習会（予定）です。詳細は JSCA の HP（構造士ニュース　http://www.jsca.or.jp/）を参照して下さい。

Ⅰ　Ａ登録耐震診断資格者講習及びＢ耐震改修技術者講習会の内容

Ａ登録耐震診断資格者講習

１．登録耐震診断資格者講習（木造）開催地・期日・会場・定員

開催地	期　　日	会　　場	定　員
高　知	平成２６年８月６日（水）	サンピアセリーズ　　高知市高須砂地１５５番地	１５０人

２．講習の受講資格（耐震改修促進法施行規則第８条第１号の規定による。）

一級建築士、二級建築士、木造建築士

構造設計一級建築士は、「建築物の耐震診断総論」及び「例題演習」の受講免除が可能です。なお、構造設計一級建築士の方が全科目受講することも可能です。この場合受講料は通常となります。

※登録耐震診断資格者講習並びに耐震改修技術者講習会の受講資格がない方でも特別聴講が可能です。ただし、「受講修了証明書」及び「受講修了証」は交付されません。

３．講習の受講料（消費税込）（テキスト代別）

講習会名	受講料（受講料本体＋消費税）	
		科目免除受講者
登録耐震診断資格者講習（木造）	16,200（15,000+税）	12,960（12,000+税）

※受講資格がない場合（特別聴講を除く）以外は、既納の受講料は、ご返金いたしません。

４.講習科目及び時間割

登録耐震診断資格者講習（第１日目）（講習科目は耐震改修促進法施行規則第１０条第３号の規定による。）

全科目受講しないと受講修了証明書は交付されません。また、３０分以上の遅刻、早退が１科目でもある場合は受講修了証明書は交付されません。

構造設計一級建築士は、講習科目のうち「建築物の耐震診断総論」及び「例題演習」が免除となります。なお、構造設計一級建築士の方が全科目受講することも可能です。この場合受講料は通常となります。

○登録耐震診断資格者講習（木造）の講習科目及び時間割

講　習　科　目	講習時間（単位：時間）	時　間　割
―	―	開会・説明　9:50～10:00
建築物の耐震診断総論	１．０	10:00～11:00
建築物の耐震診断の方法	２．５	11:10～12:00、13:00～14:40
例題演習	１．０	14:50～15:50

５．テキスト、テキスト代及び使用テキスト

①「2012 年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」（平成 25 年 5 月 24 日発行　初版第３刷）
7,200 円（本体+税 533 円）

６．申込みに必要な書類

受講申込書に、写真（縦4.5cm×横3.5cm、６ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名記載）を貼付し、下記の必要な書類を同封して下さい。

① 建築士免許証の写し
② 建築士登録証明書（原本）
③ 次のうち、何れかの書類の写し
・運転免許証（各都道府県公安委員会発行のもの（国際運転免許証は除く））
・日本国パスポート
・住民基本台帳（顔写真が記載されているもの）
・外国人登録証明書（在留資格のあるもので、在留期限まで90日以上あるもの）
・健康保険証に加え、住民票または外国人登録原票記載事項証明書（住民票、外国人登録原票記載事項証

明書は、発行日から３箇月以内で、現住所が記載されているもの）

④　構造設計一級建築士免許証の写し（科目一部免除で受講する場合）

注）②建築士登録証明書は、原本を添付してください。建築士資格ごとに発行所が違うのでご注意下さい。

一級建築士：公益社団法人日本建築士会連合会（TEL：03-6436-1401）

http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/toroku-shomei.html

二級建築士：各都道府県建築士会

７．受講申込方法　　５ページの「Ⅲ　受講申込方法」参照

８．申込締め切り期日

各会場開催２週間前。ただし、締め切り期日前でも定員に達した場合締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。

９．申込先・問合せ先

一般財団法人日本建築防災協会　耐震講習会係

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3F（Tel.03-5512-6451　FAX.03-5512-6455）

Ｂ木造住宅の耐震改修技術者講習会（「登録耐震診断資格者講習（木造）」の翌日に開催します。）

１．木造住宅の耐震改修技術者講習会の開催地・期日・会場・定員

開催地	期　　日	会　　場	定　員
高　知	平成２６年８月７日（木）	サンピアセリーズ　　高知市高須砂地１５５番地	１５０人

２．木造住宅の耐震改修技術者講習会の受講資格

登録耐震診断資格者講習（木造）を受講修了された方

※登録耐震診断資格者講習並びに耐震改修技術者講習会の受講資格がない方でも特別聴講が可能です。ただし、「受講修了証明書」及び「受講修了証」は交付されません。

３．木造住宅の耐震改修技術者講習会の受講料（消費税込）（テキスト代別）

8,640 円（8,000 円+税）

※受講資格がない場合（特別聴講を除く）以外は、既納の受講料は、ご返金いたしません。

４.講習科目及び時間割

Ｂ木造住宅の耐震改修技術者講習会（第２日目）（登録耐震診断資格者講習（木造）の翌日に開催します。）

全科目受講しないと受講修了証は交付されません。また、３０分以上の遅刻、早退が１科目でもある場合は受講修了証が交付されません。

講　習　科　目	講習時間（時間）	時　間　割
開会	―	9:55～10:00
木造住宅の耐震補強の考え方	１．０	10:00～11:00
木造住宅の耐震補強の実務及び補強事例の解説	２．５	11:10～12:00 13:00～14:50（10 分間休憩含む。）

５．テキスト及びテキスト代

①「2012 年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」（平成 25 年 5 月 24 日発行　初版第３刷）
7,200 円（本体+税 533）

②「木造住宅の耐震補強の実務」（平成 23 年 2 月 25 日発行　初版第３刷）　4,114 円（本体+税 304 円）

６．申込みに必要な書類

登録耐震診断資格者講習（木造）の受講修了証明書の写し。ただし、登録耐震診断資格者講習（木造）と木造住宅の耐震改修技術者講習会を２日間連続して受講する場合は不要。

７．受講申込方法　　５ページの「Ⅲ　受講申込方法」参照

８．申込締め切り期日

各会場開催２週間前。ただし、締め切り期日前でも定員に達した場合締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。

９．申込先・問合せ先

一般財団法人日本建築防災協会　耐震講習会係

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3F（Tel.03-5512-6451　FAX.03-5512-6455）

今回ご案内の高知会場開催後は、当面高知での開催は予定されておりませんので、是非、この機会に、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断ができる資格を取得してください。

なお、他構造、他地域での登録耐震診断資格者講習及び耐震改修技術者講習会も実施しております。詳細は（一財）日本建築防災協会のホームページをご参照ください。

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/index.html

Ⅲ　受講申込方法

Ａ登録耐震診断資格者講習（木造）及びＢ木造住宅の耐震改修技術者講習会のお申込みについては、**インターネット（Web 入力）によるお申込み**と**申込書記載によるお申込み**があります。インターネットによるお申込みの場合は受講料等の振込手数料等がかかりません。郵送によるお申込みの場合は振込手数料をご負担下さい。できるだけインターネットによるお申込みにご協力下さいますようお願いいたします。

ただし、**いずれの申込方法でも、必要書類を「９．申込先・問合せ先」まで郵送して下さい。**

（ご注意）

・インターネットによるお申込みをされた場合、下記の**(2)郵送による申込み方法**に記載の「銀行振込口座」へのお振込はできません。必ず、インターネットによるお申込み方法の指定の手続きに従って受講料（テキスト代含む。）をお支払い下さい。

・お支払いいただいた受講料は、当方の都合により受講をお断りする場合を除いて返金いたしません。なお、受講資格がないと判明した場合（特別聴講を除く）は、審査手数料（3,000 円＋税）を差し引き、返金いたします。

・テキストを希望して当日欠席された方には後日テキストを送付いたします。

・受講資格がない方でも特別聴講可（ただし、「受講修了証明書」及び「受講修了証」は交付されません。）

・構造設計一級建築士は、各構造講習科目のうち「建築物の耐震診断総論」及び「例題演習」が免除となります。なお、構造設計一級建築士の方が全科目受講することも可能です。この場合受講料は通常となります。

(1)インターネットによる申込み方法（詳細は、次頁の「○　インターネットによる申込み方法の詳細」を参照）

①本会ホームページの講習会のページ（http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/index.html）を開き、「登録耐震診断資格者講習」並びに「耐震改修技術者講習会」の受講を希望する構造を選択して下さい。

②会場及び講習会の種類を選択して下さい。
（登録耐震診断資格者講習（全科目または一部科目免除）及び耐震改修技術者講習会）

③受講者情報の入力をして下さい。（受講者名、生年月日、希望受講地、連絡先、建築士資格及び建築士番号）

④入力内容を確認後、申込ボタンを押して下さい。

⑤受講料及びテキスト代の支払方法（銀行又はコンビニ）を選択して下さい。
銀行：ペイジー対応銀行 ATM、ペイジー対応ゆうちょ銀行 ATM 及びペイジー対応インターネットバンキング
コンビニ：セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルＫサンクス、ミニストップ

⑥**受付確認メール**を送信します。本メールに URL の記載がありますので、この URL をクリックして下さい。

⑦申込内容が記載された受講申込書が Web で掲載されます。これを印刷してください。

⑧印刷された受講申込書の内容を再度確認後、受講者氏名欄に自署し、写真（裏面に氏名記載）を貼付して下さい。

⑨印刷された受講申込書の２ページ目に「申込に必要な書類」の同封確認欄に○印を記載し、「６．申込みに必要な書類」を受講申込書と同封し、**「９．申込先・問合せ先」宛にご送付下さい。**

⑩⑤で選択された銀行又はコンビニで入金をして下さい。

⑪受講申込書及び必要な書類の確認、入金が確認された方に、講習会開始 1 週間前をめどに「受講票」が電子メールにて送信されます。この受講票を印刷し、講習会当日ご持参下さい。

(2)郵送による申込み方法

①受講申込書（構造毎、別紙）に必要事項を記入し、事前に受講料等を下記の銀行振込口座へ入金した受領証のコピーを受講申込書所定の貼付欄に貼付し、「６．申込みに必要な書類」を受講申込書と同封し、「９．申込先・問合せ先」宛に郵送して下さい。

②受講申込書及び必要な書類等の確認後、郵送にて受講票及び会場案内図を送付いたします。（受講料等の領収証は、銀行の受領証をもって領収書に代えさせていただきます。）

・銀行振込口座

三菱東京ＵＦＪ銀行　虎ノ門支店　普通　２５９０３０６　　**ｻﾞｲ）ﾆﾎﾝｹﾝﾁｸﾎﾞｳｻｲｷｮｳｶｲ**
一般財団法人日本建築防災協会

○　**インターネットによる申込み方法の詳細**（できるだけ(1)インターネットによるお申込みにご協力をお願いします。）**（振込手数料等はかかりません。）**

【申込段階】

① 受講する構造の選択及び講習会・会場選択
ご希望の講習会の構造及び会場の 申　込 ボタンを押して下さい

↓

② 受講者情報入力（参加申込フォーム画面）
必要事項を入力後、支払方法を確認し、一番下の 確認画面へ ボタンを押して下さい

↓

③受講者情報確認（参加申込フォーム画面）
内容確認後、画面を印刷のうえ、一番下の 申　込 ボタンを押して下さい。これで仮受付が終了します。
次に お支払い方法選択ページへ進む ボタンを押して支払い方法の選択へ進んでください。

↓

【支払い方法の選択】

④お支払い方法の選択（三菱 UFJ ファクター画面）
以下の何れかのお支払い方法を選択し、 次　へ ボタンを押して下さい

銀行支払の場合（※ペイジー対応のみ）	**コンビニ支払の場合**	
○銀行 ATM（ペイジー対応 ATM）	○セブンイレブン	○セイコーマート
○ゆうちょ銀行 ATM（ペイジー対応 ATM）	○ローソン	○サークルKサンクス
○インターネットバンキング（ペイジー取扱）	○ファミリーマート	○ミニストップ

↓

⑤お支払い方法の確定（三菱 UFJ ファクター画面）
内容を確認の上、 お支払方法を確定する ボタンを押して下さい。次に選択した方法にてお支払いください。

→

【連絡通知】
すぐにお客様のメールアドレスへ**「受付確認メール」**を電子メールにて送信いたします。

【支払い】

⑥銀行又はコンビニで代金をお支払い下さい。

○銀行･ゆうちょ銀行支払の場合
ペイジーに対応している銀行ＡＴＭ機にて、お客様番号等を入力すれば指定金額が画面に表示されますので、手続きに従って振り込み下さい。

○インターネットバンキングの場合（ペイジー取扱）
インターネットの口座のある方のみお支払いが出来ます。

○コンビニ支払の場合
選択したコンビニの窓口等でのみ、お支払いができます。

【受講申込書の送付】

受講申込書の送付
①受付確認メールの URL をクリックし、申込内容が記載された受講申込書を印刷して下さい。
②印刷した受講申込書の１ページの受講者氏名欄に自署し、２ページの申込に必要な書類を添付し、郵送して下さい。

【手続き完了】

⑦受講票の発行（手続き完了報告）
申込書類の到着後、受講資格の確認が済み、期日までに入金が確認された方に、「受講票」を電子メールにて送信いたしますので、印刷して、当日ご持参ください。

※１　インターネットからお申し込みいただく場合は、受付確認メールの URL をクリックし、受講申込書を印刷してご送付下さい。

※２　申し込み、支払方法のご選択をされても、受講申込書及び必要書類の送付、受講料のお支払いが無い場合は、受講できません。

※３　お預かりした個人情報は、本講習会の受付、運営及び本会のサービスに関する情報提供のために使用するとともに、個人情報保護法に基づき、適正に管理致します。申込受付等の一部の業務を外部に委託することがありますが、委託先につきましては、適切な事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約を締結して、適切な監督を行います。

※4　ATM でお支払いいただく時間帯によっては、「時間外手数料」をご負担いただくことがございますので、ご承知おきください。

このインターネットによるお申し込みについてのお問い合わせは以下へお願いします。
TEL. 042-628-9560（サンパートナーズ（株）講習会係）

講習会の概要

	Ａ登録耐震診断資格者講習（木造） 耐震改修促進法施行規則に基づく資格取得の講習	Ｂ木造住宅の耐震改修技術者講習会 耐震改修技術を修得する講習
受講資格	一級建築士、二級建築士、木造建築士	Ａ登録耐震診断資格者講習（木造）受講修了者
科目の一部免除	構造設計一級建築士は、希望により、科目一部免除で受講することが可能。 免除科目 ①建築物の耐震診断総論 ③例題演習 **（詳細は、「２.各講習の受講資格」参照）**	
申込時に必要な書類	①受講申込書 ②写真（縦4.5cm×横3.5cm） ③建築士免許証の写し ④建築士登録証明書（原本） ⑤次のうち、何れかの書類の写し ・運転免許証（各都道府県公安委員会発行のもの（国際運転免許証は除く）） ・日本国パスポート ・住民基本台帳（顔写真が記載されているもの） ・外国人登録証明書（在留資格のあるもので、在留期限まで90日以上あるもの） ・健康保険証に加え、住民票または外国人登録原票記載事項証明書（住民票、外国人登録原票記載事項証明書は、発行日から３箇月以内で、現住所が記載されているもの） **（詳細は、３ページの「６.申込みに必要な書類」参照）**	②　受講申込書 ②Ａ登録耐震診断資格者講習（木造）の受講修了証明書の写し ※ただし、Ａ登録耐震診断資格者講習（木造）とＢ木造住宅の耐震改修技術者講習会を２日間連続して受講する場合は不要。
修了証明書等の交付	耐震改修促進法施行規則第１０条第１項第９号に基づく修了証明書	（一財）日本建築防災協会理事長が発行する受講修了証
講習科目	**Ａ登録耐震診断資格者講習（木造）の４．講習科目及び時間割（２ページ）を参照**	**Ｂ木造住宅の耐震改修技術者講習会の４．講習科目及び時間割（４ページ）を参照**

技術者証（カード式）の申込みと交付	講習受講後、Ａ登録耐震診断資格者講習（木造）の「修了証明書」及びＢ木造住宅の耐震改修技術者講習会の「受講修了証」を添付し、交付の申込みがあった方に、（一財）日本建築防災協会より「耐震診断・耐震改修技術者証」（カード式）を交付（申込書は上記講習会において配布します）

※受講資格がない方でも特別聴講が可能です。ただし、「受講修了証明書」及び「受講修了証」は交付されません。

（参　考）

※改正耐震改修促進法施行（平成 25 年 11 月 25 日）以前に開催された（一財）日本建築防災協会主催の既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会、既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会、耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会及び木造住宅の耐震診断と補強方法講習会等は、技術的助言により登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に認定されています。

※既存建築物の耐震診断および耐震改修設計について技術的評価を行う第三者委員会の委員を３年間以上務めた者は、平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 3 号の規定に基づき、同告示第 1 号及び第 2 号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者と認定されています。